

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本村の主産業は、茶をはじめとする農業だが、地域経済や財政基盤の維持と住民生活の安定を図るためには、農業の維持と同時に、観光や商工業との連携等による地域経済全体の振興を進める必要がある。

本村の人口は、国勢調査によると昭和35年には6,807人だったが、令和2年には3,226人にまで減少している。さらに、令和7年1月31日現在の人口は、3,049人となっており、年齢別にみると15歳未満人口が減少する一方、65歳以上人口は増加し、総人口の50%以上を占めている。

また、本村の産業構造について、令和3年経済センサス活動調査によると、全産業の総事業所数は172事業所で、建設業が44事業所と一番多く、次に卸売業・小売業が42事業所、製造業が32事業所となっている。

中小企業を取り巻く環境は年々変化しており、全国的には経営者の高齢化から廃業に至るケース、人材不足から事業運営が困難となるケースなど深刻化している。大企業と比べても資金力など体力差がある中小企業は、技術力・経営力の向上、優秀な人材の確保などにより業務の効率化や生産性を高めることが必要となっている。本村においても中小企業の先端設備等の導入を推進し、あらゆる面から支援することで、体力のある優秀な企業を育てていかなければならない。

#### (2) 目標

本村のやまぞえ未来創生計画では、産業・雇用の基本方針において商工業の振興に取り組むこととしている。本基本計画を策定することで、村内事業者の設備更新による業務の効率化及び生産性の向上が図られ、新規販路開拓をはじめとする事業規模の拡大が見込まれる。また事業規模拡大により雇用促進が図られ、若い世代の定住を促進し、働きやすく、暮らしやすい村をめざす。

また、これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に定める村内全

ての中小企業者に対し先端設備等の導入を促進し、本基本計画の目標を達成するため、先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、雇用の創出・産業集積に繋がらないため対象外とする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、対象地域は、山添村内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。雇用の安定に配慮した計画とすること。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。健全な地域経済の発展に配慮した計画とすること。